

海外経済要録

国際機関

◇英国など10か国 IMF 8 条国に移行

IMFは2月15日の理事会で、西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの欧州共同市場6か国および英国、スウェーデン、エール、ペルー計10か国のIMF14条国から8条国への移行を正式に承認した。

これら諸国はいずれも戦後の過渡期において為替制限を許容するIMF協定14条を援用し為替管理を行ってきたが経済復興に伴う輸出余力の拡大および対外競争力の漸進的強化に伴ってこれらの制限措置は次第に緩和され、なかんずく1958年末の交換性回復後は著しく自由化が進み輸入の差別的制限もしだいに取り除かれてきた。IMFも昨年の総会前後からこれら諸国の多くに対し、「国際収支の理由に基づく貿易為替制限を維持する正当性は存在しない」旨の勧告を行ってきたが、8条国移行への唯一の障害とみられたドル差別の問題も最近までにおおむね解決され、昨秋以降移行は時期の問題とみられていた。したがって今次の正式移行はおおむねすでに成就された結果を追認する形式的なものと考えられ、この点は移行各国がこれまでの残存制限措置をおおむね継続して8条国に移行することをIMFが承認したこと示されている。

しかしながら、これら諸国は今後ともはやIMFの承認なくしては經常取引に関する為替制限や差別的通貨措置などを行なうことはできなくなるので、国際収支の均衡維持に対する、財政金融政策の重要性は一段と高まることになろう。

なお10か国の移行により、8条国は米国など従来からの10か国に加え計20か国となり、主要工業国中なお14条国にとどまっているものはわが国のみとなった。したがって今後わが国に対する貿易・為替制限撤廃の圧力は一段と強まるものと予想され、わが国としてもこの方向に向かつてのよりいっそうの努力が必要となろう。

米 国

◇アイゼンハワー大統領の諸教書

アイゼンハワー大統領は恒例の一般教書（1月12日）、

予算教書（16日）および経済報告（18日）を議会に提出した。これら諸教書を通じてみられる特色は、政権交替を目前に控える大統領として当然のことながら、①過去8年間の共和党政府の治績を回顧しこれを誇示していること、②国内経済および国際収支の短期的・長期的見通しにつき楽観的であること、③しかもなお内外両面で前途に多難が予想されるが政策の基本原則は不変であるべきことを警告したことなどの諸点にある。

米国経済の動向に関しては、景気の現状について景気後退という表現を避け、単なる在庫調整に基づく「生産および雇用の低下」とみており、見通しについて、①国民総生産の低下にもかかわらず最終需要は引き続き増加していること、②1958年以降インフレ圧力は減退し、民間の信用も合理的限度に押えられており、長期にわたり調整を要するような基礎的不均衡を生じていないことを根拠として、「経済活動はまもなく上昇に転ずる」と述べており、国際収支動向についても本年は昨年的大幅赤字が縮小するものとみている。さらに今後の米国経済の長期的展望について政府および民間の政策が物価の安定を基本とした正しいものであれば「堅実な基礎に基づく健全な経済成長」が期待できるとしている。

議会に提出された1962年度予算の見積りは下記のごとく歳入超過15億ドルを見込んだ黒字予算であって、同時に1961年度予算見積りもほぼ均衡予算に修正された。明年度予算の歳入見積りは、前述のごとく楽観的な経済予測に基づき本年の個人所得を4,150億ドル（昨年実績4,042億ドル）、法人利潤を460億ドル（同450億ドル）として計算されているほか、ガソリンおよびジェット燃料税の引上げ、電話料金などの引上げ、法人税、消費税の臨時増徴分の7月1日以降の再延長を見込んでいる。一方歳出見積りでは国防費、保健衛生教育費、対外援助費、宇宙計画費の増加に対し、国債費の減少が予定されている。ケネディ新大統領は、本予算の計数に拘束されることなく独自の政策を盛り込んだ新予算を提出する運びとなるが、前記のごとく歳入見積りが甘いこと、新政策の支出増が見込まれることから本明両年度を通じ若干の赤字は免れないものとみられている。

(単位・億ドル)	1960年度 (実 績)	1961年度 (見積り)	1962年度 (見積り)
歳 入	778	790	823
歳 出	765	789	809

歳入超過	12	1	15
新規債務負担権限額	796	821	809
年度末国債残高	2,863	2,849	2,834

◇ケネディ大統領の就任演説と諸教書

ケネディ新大統領は1月20日の就任演説と、それに引き続き議会に送付した一般教書（1月30日）、経済教書（2月2日）、国際収支教書（2月6日）などにより、新政権の基本的態度と施策の大綱を明らかにした（事情参照）。内外経済面におけるその概要を摘記すると次のとおり。

1. 国内経済政策

大統領は「7か月に及ぶ景気後退」や「7年ごしの経済成長率の伸び悩み」を率直に指摘し、現実的な政策目標として、①本年については経済の下降を逆転させることを、②1962～63年については「自由経済の活力・生命力」を示すような生産力拡大を旨とすることを設定した。しかしさし当りの具体策は失業救済と社会保障拡充とに重点をおいたもので、一時的減税などの本格的景気対策をとるかどうかは2～3か月後に持ち越されている。財政の健全性についても慎重で、いわゆる支出のための支出を避け、既計画の支出繰上げ、後日における雇用税の増徴、税制上の抜け穴防止などの方策が考慮されている。

具体的諸措置の主要なものを列挙すると、①長期金利の引下げと短期金利の低下阻止、住宅抵当金利の引下げと融資促進、②失業補償給付期間の一時的延長（最長39週間まで）、失業者子弟援助、余剰食料の配給、不況地域再建計画の実現、③社会保障制度の拡充、養老年金の支給額増額、対象拡大、④最低賃金の引上げ（現行1ドルを即時1.15ドルへ、2年以内に1.25ドルへ）、⑤公共事業の促進、支出繰上げ、⑥設備投資に対する税制上の優遇、⑦労使問題に関する大統領諮問委員会の設置などがある。

2. 国際収支および金政策

大統領は過去3年間の国際収支の逆調と金流出とが、米国にとっても自由世界全体にとっても重要な事態であり、今後の経済政策上考慮すべき要因となったことを指摘、当面「心配の種ではあっても絶望の種ではない」としながらも、急速にドル不安を解消して短期資金の過大な流出を止め、さらに15億ドルに上る「基礎的な赤字……に終止符を打つ」必要を強調した。

このような立場から、まずドル不安解消のため、現行のドル価値堅持を公約（commitment）し、しかもこれ

が巨額の金保有額、IMFよりの引出し可能額（いわゆる第2線準備）ないしは対外政府長期債権保有額などにより十分の裏づけをもつものであることを指摘した。

さらに具体的な諸政策としては、短期的資金面について、①先進諸国の金融当局との協力を密にすること、②IMFの強化につき検討すること、③外国政府・中央銀行のドル債権に特別の金利を付すること、すなわちその加盟銀行における定期預金に対しては特別の最高金利限度を設定すること、これらに対し特別の金利の国債を発行すること、外国中央銀行保有の米国国債利子に対し免税措置を講ずることなどがあげられている。

他方、基礎的な支出の逆調は正の面では、①まず輸出の伸長に最大限の力点をおき、このためコストと価格を低水準に押えること、政府の市場開拓・融資活動を強めること、諸外国の対米輸入の自由化と関税引下げを求めること、②外国人の対米旅行者を誘致し、米国人の海外旅行よりの持帰り品に対する免税点を引き下げること（500ドル→100ドル）、③米国資本の海外再投資に対する税制上の不備を是正すること、対米投資についての諸外国の制限措置の撤廃を求めること、④OECD参加の批准を早急に実現すること、開発援助および防衛についての諸国の負担の増加を求めること、⑤海外政府支出につき予算局において総合的に検討すること、軍人家族削減措置を取り消し、他の方法による節約を行なうこと、などの諸点が提案されている。

なお、今後引き続き医療（2月9日）、教育（2月14日）、農業、財政、住宅、税制、対外援助など多くの特別教書が議会に送付される予定である。

◇米国人の海外金保有禁止措置

昨年11月29日アイゼンハワー大統領は、1933年以降米国土およびアラスカにつき適用されていた金保有禁止措置をハワイおよび属領（バージン島、フェルト・リコ、ガムおよび運河地帯）にも適用する旨発表したか、さらに本年1月14日米国国際収支および金流出の現況にかんがみ、政権交替1週間前に米国人および法人の海外金保有を全面的に禁止する措置を発表した。これによれば米国人の金購入は16日以降禁止され、すでに保有している金は6月1日までに処分することとされている。米国人の海外保有金がどの程度に上っているかについては信頼しうる数字はなく、アイゼンハワー大統領はそれほど多額とは思わない旨述べているが、専門家の推測も区々で1億ドルから10億ドルの広い範囲にわたっている。

欧州諸国

◇英国 5大銀行会長の年次報告

1月中旬に恒例の5大銀行会長の年次報告が発表されたが、その中で昨年景気過熱の懸念から各種の金融引締め措置がとられたことに対しかなり激しい批判がみられたほか、ドル不安を映じ各国の金融政策につき国際的協力を求める主張が強くなっている点が注目された。その概要を示すと次のとおりである。

1. 国内政策の問題

賦払信用規制……頃来の金融引締め政策を若干緩和すべき時期が近づいたが、その際の最善の方法は賦払信用規制を緩和することである（既実施、Barclays BankのAnthony Tuke）。

特別預金制度……昨年の特別預金制度の発動はすでに実行された貸出については抑制効果があまりない反面、国家的利益のある産業部門における新規貸出需要が制限される点に問題がある（National Provincial BankのD. J. Roberts）。その上同措置は銀行にのみ適用され、その他一般の金融機関に課されなかった点については公平を逸するきらいがある（Westminster BankのAldenham 卿）。

流動性比率……市中の資金需要が活発な場合、銀行が慣習的に流動性比率を30%以上に維持しなければならぬ点に疑問がある。かかる流動性比率の維持は前世紀の遺産として継承したものにすぎないから、時代に即応し、同比率の幅を拡大するなどの措置によって同制度を弾力的ならしめるように改正しなければならない（Barclays BankのAnthony TukeとWestminster BankのAldenham 卿）。

財政措置……従来の金融政策の効果は十分ではなく、部分的な効果しかもたらさなかった。このため今後財政的措置を経済政策の手段としていっそう活用することが望ましい（Lloyds BankのOliver Franks 卿）。

2. 国際収支問題

国際収支は英国経済のかぎである。この点昨年の国際収支が貿易収支の悪化にもかかわらず巨額の短期資金の流入によってようやく均衡を維持しえた点に問題がある。このため今後輸出振興を図り、基本的に国際収支を改善することが必要である点を各会長とも認めている。

3. 国際経済問題

Midland BankのMonckton 卿は次のごとく国際経済的な観点から年次報告を行なった点が注目されている。すなわち各国が経済成長を円滑に持続するために

は、成長に対する障害を十分に調整することが必要である。戦後その調整はIMFの機能により行なわれてきたが、最近の調整要求の増大に対処するためにはIMFの現機能で十分であるか否かに疑問がもたれている。世界はいまや諸国政府および各国中央銀行間において従来よりもいっそう密接な協力を必要とする時期に直面している。一方現在の貿易、為替取引は以前よりも多くの自由を享受し、同時に貿易、金融上の結びつきは従来以上に強化されているにもかかわらず、各国の国内景気の波動は激しい。この結果一国の国内政策が各国経済や国際的資金移動に対して与える影響を調整するための国際機構が必要であると思われる。かかる事情からIMFを信用創造と収縮の機能を有する各国中央銀行の中央銀行に改組する問題を含め、IMFの機構、機能を再検討する必要がある。

◇英国の賦払信用規制一部緩和

英国においては昨年4月以降消費財に対する賦払信用規制が実施されているが、本年1月19日政府は賦払信用規制の一部緩和を発表、翌日より賦払返済期間の最高限度が従来の2年から3年へ延長されることになった。ただし頭金率の変更は行なわれなかった。

本措置に関し、シティ筋では昨年実施の賦払信用規制の影響が自動車、その他耐久消費財産業に強く浸透し、とくに最近自動車業界において操業時間短縮、未熟練工の解雇などが行なわれており、これに対処するため業界および労働組合方面から規制緩和の要望が高まってきているので、政府としても引締め方針のわく内において多少の調整を図ってもよい時期に至ったと判断したために行なわれたものである。この結果自動車産業に対してはかなりの好影響がもたらされるものと期待されている。

◇西ドイツ・ブンデスバンクの公定歩合および支払準備率引下げ

ブンデスバンクは1月19日の中央銀行理事会において、20日以降公定歩合を4%から3.5%へ引き下げ、かつ、2月1日以降居住者預金の支払準備率を1959年10月現在の準備率の5%に相当する率だけ下げの旨の決定を行なった。

ブンデスバンクの説明によれば、今回の措置はもっぱら外国との金利差を考慮して決定されたもので、そのねらいは依然として持続している外貨の流入超を防止し、短期資本の輸出を容易ならしめる点にあるとされており、したがって昨年11月の公定歩合引下げの線をさらに押し進めたものと考えられる。

事実昨年11月の引下げ後も金融市場はおおむね引締まり気味に推移、とくに1月前半は税引揚げと後進国援助債券の払込みなどからコール翌日ものは4.5～4.7%の高水準を維持し、英国の短期証券レート（3か月もの4.3～4.2%）を上回る状態にあった。今回の措置が公定歩合の引下げにとどまらず、支払準備率の引下げ（これによる市中流動性増加額は約4億マルク）をも含んでいるのは、かかる金融情勢を考慮し、国内金利水準の実質的低下を図らんとするものであろう。

しかし反面このような措置が国内経済活動にいかなる影響を及ぼすかは当然問題とならざるをえないところである。国内面では現在なお過剰需要が続いていることはブンデスバンクも認めており、金融緩和措置が国内信用の拡大をもたらすことになれば、現状においては危険な事態が生ずる恐れなしとしないが、これについてブンデスバンク・プレッシング総裁は1月23日イタリアのミラノで行なった演説で、「銀行が支払準備率引下げにより解放された資金を資金輸出に当てるべきことを期待しており、この場合にはさらに支払準備率引下げの可能性もある」旨を述べ、金融機関の協力を要請した。しかし同時に、景況の先行きについて「従来よりはやや落ち着いた状態に近づきつつある」との判断を示した点は注目されるところで、これはおそらく今回の決定に踏み切られた一つの動機になったものと考えられる。

なお今回の公定歩合引下げに伴い、市中貸出金利の最

高限度も $\frac{1}{2}\%$ 引き下げられ（当座貸越 $8\frac{1}{2}\%$ から 8% へ）、また公開市場証券売却レートも 0.5% 方引き下げられた（3か月もの $3\frac{3}{4}\%$ から $3\frac{1}{4}\%$ へ）。

支 払 準 備 率

金融機関区分	預金区分		期限付 預 金	貯蓄預金	
	ブンデス バンク店 舗所在地	非所在 地		ブンデス バンク店 舗所在地	非 所 在 地
	%	%	%	%	%
準備対象債務額 300百万マルク以上	19.5 (20.15)	15.0 (15.50)	13.5 (13.95)	8.7 (9.0)	7.25 (7.5)
同300百万マルク以上 300百万マルク未満	18.0 (18.60)	13.5 (13.95)	12.0 (12.40)	8.7 (9.0)	7.25 (7.5)
同 300百万マルク以上 300百万マルク未満	16.5 (17.05)	12.0 (12.40)	10.5 (10.85)	8.7 (9.0)	7.25 (7.5)
同 300百万マルク未満	15.0 (15.50)	10.5 (10.85)	9.0 (9.30)	8.7 (9.0)	7.25 (7.5)

(注) カッコ内は現行準備率。

◇イタリア銀行、金準備を増加

イタリア銀行は1960年12月末「保有金準備」（Oro in Cassa）を11月末の1,723億リラから10,000億リラに増額した。これは従来イタリア為替局が保有していた金をイタリア銀行に大量に売却することによって生じたもので、この結果イタリア銀行の金準備は16億ドルとなり、為替局の手持ちは6億ドルに減少した。

今回の措置はイタリア銀行の勘定課目の整理（注）やイタリア為替局の金・外貨保有に伴うイタリア銀行からの借入費用（注）の圧縮などをその目的の一つとしているが、その最も重要な意義は第1に銀行券発行総額24,240億リラに対し約2分の1に相当する10,000億リラの金を発券準備として保有することによりリラ貨に対する内外の信頼度を高め、これを通じて最も堅実な通貨の一つとしての地位を築いてゆこうとするねらいをもっている点と、第2には、戦後イタリアの公的・外貨準備は為替局によって一元的に保有されていた（既存のイタリア銀行保有金準備は戦前から保有していた僅少の金と近年例外的に一度だけ買入れた少額の米ドルのみからなる）が、今回の措置により同国の金・外貨準備保有の形式が変化された点にあるとみられる。

(注) 従来イタリア為替局の金・外貨準備保有資金はイタリア銀行の「その他資産勘定」（debitori diversi）によってまかなわれていた。今回の措置により同勘定（11月末21,730億リラ）は8,277億リラを減じ、新たに「対イタリア為替局当座貸越」（Conto corrente ordinario con l'ufficio italiano dei cambi）に12,570億リラを計上することとなった。またイタリア為替局は発券銀行からの借入れに対し年3.5%の利子を支払っている。

支 払 準 備 政 策 の 推 移

区 分	平均 準備率	備 考	
1959年 10月	8.1	非居住者 預金につ いては、 1960年1 月より19 59年11月 末の残高 をこえる 分につき 法定最高 限度の準 備率を適 用。	
11月	8.9		
60年 1月	9.7		
3月	11.2		
6月	12.3		
7月	12.5		
12月	(推計) 12.4		
61年 2月	(推計) 12.0		

◇イタリアの1960年国民所得推計

イタリアの1960年度国民総生産（GNP）は実質18兆1,700億リラ（約291億ドル）と1959年の16兆9,080億リラを7.5%上回るとみられるに至ったが、この国民総生産から経常海外余剰（1959年度—3,090億リラ、1960年度—1,500億リラ）を差し引いた国内の総可処分所得は1959年の16兆5,990億リラから1960年には18兆200億リラへと増加しその上昇率は8.6%で1959年の5.5%を大幅に上回った。この上昇率は戦後最高で、1960年度イタリア経済が未曾有のブームを享受したことを示している。

かかる急速な経済拡大の主因となったのは投資の増大で、消費の増加が前年の上昇率4.6%を若干上回る6.5%にすぎなかったのに対し投資の上昇率は前年の8.4%に比し15.5%と著しい高水準を示し、総投資（償却を含む）の国民所得に対する割合は24%以上に達した。とくに1960年の工業部門における新規設備投資は化学・機械・電子ならびに電気・鉄鋼などの諸産業を中心に前年を19%上回った（1959年は対前年比8.3%上昇）。

なおかかる投資の拡大が高水準の輸出（約3,680百万ドル、前年比30%増）にきさえられた点は見のがすことができず、輸出の国民所得に対する割合は1959年の10.2%から1960年には11.9%へと上昇を示している。

◇オランダ銀行の支払準備率引上げ

オランダ銀行は1月20日、支払準備率を現行の8%から9%に引き上げることを決定、23日から実施した。

オランダでは1959年下期以来、投資、消費ともに急増する傾向が続いており（1960年の対前年比増加率推定、投資18%、消費6.5%）、当面物価は輸入増加により安定を保っているものの、労働力不足がようやく問題化している（11月失業率1.1%）。

このような景況に対処し、すでに昨年4月には、投資抑制策として設備繰上げ償却制度を縮小し（初年度償却率を16%から8%に圧縮し、33%まで償却しうる最短期間を2年から4年に延長）、7月には市中過剰流動性吸収をねらいとしてオランダ銀行支払準備率を引き上げ（7%→8%）、さらにその後引き続き公開市場操作を実施し、10月には消費抑制策として賦払信用規制を強化（頭金率引上げ、家庭電気器具など15%→20%、自動車25%→35%、最長期間は不変、それぞれ18か月、24か月）するなど多くの措置があいついで実施された。この結果投資は昨年第3四半期に至り若干鈍化傾向を示すに至ったものの、なお前年同期比では13%程度高水準にあ

り、消費需要も依然旺盛で、本年も5%程度の増加が見込まれている。

今回の措置は昨年7月の支払準備率引き上げ後も引き続き国際収支の黒字増（貿易収支は1960年中5億ドルの赤字を示したが、貿易外収支の好調により金・外貨準備は増勢を続け1959年末1,355百万ドル、1960年7月1,477百万ドル、12月中旬1,640百万ドル）により、市中流動性の増大傾向は改まらず、12月にはコール・レートは1%に低下するに至ったので、再度その吸収調節を図るため行なわれたものである。これによりオランダ銀行の金融機関預金は約50百万ギルダーを増加し、650百万ギルダー程度となるものとみられている。

◇アイスランドの公定歩合引下げ

アイスランド中央銀行は昨年12月29日公定歩合を11%から9%へ引き下げた。これは昨年2月に経済安定計画実施の一環として公定歩合が引き上げられたが、その後安定政策の効果があがったとみられるに至ったためである。

◇ソ連1960年国民経済発展計画の遂行実績

ソ連閣僚会議付属中央統計局の発表（1月26日）によれば、1960年国民経済発展計画の年間遂行実績は次のとおりである。

工業生産増加率

	(前年比増%)			
	1958年 実績	1959年 目標	1959年 実績	1960年 目標
工業総生産高	10	7.7	11	8.1
うち生産財	11	8.1	12	8.8
消費財	7	6.6	10.3	6.4
労働生産性(工業)	6	5.4	7.4	5.8

工業部門別生産増加率

	(前年比増%)	
	1959年	1960年
鉄・非鉄冶金	9	10
燃料・エネルギー	9	8
機械製作・金属加工	15	16
化学	10	12
建設資材	22	18
森林・製紙・木材加工	9	7
軽・文化生活用品	9	8
食料品	11	4

主要物資生産高・増加率

		1960年 生産高	1959年比 増(%)	1961年 目標
鉄	鉄 (百万トン)	46.8	9	51
鉄	鋼 (")	65.3	9	71
圧延	鋼 (")	50.9	8	55
鋼	管 (")	5.8	11	
石	油 (")	148	14	
石	炭 (")	513	1	
電	力 (十億KWH)	292	10	
テレビ	ピ (百万台)	1.7	35	
冷蔵庫	庫 (千台)	529	24	
洗たく機	(")	953	32	
バター	ー (千トン)	848	0	
ミルク・乳製品	(百万トン)	10	11	

アジア諸国

◇エカフェの第3回地域内貿易促進会談と第4回貿易委員会の開催

エカフェ地域内貿易促進会談は1月5日から14日までバンコックで開催された。本会談は、域内貿易の促進を目的とするものである。会談は、各国の共通問題をgroupで討議し、さらに2国間の話し合い形式により商品別に討議を行なうもので、1959年から日本の主唱に基づき毎年開催されている。参加国はエカフェ加盟国のうち、欧米先進国、大洋州諸国を除く21か国である。

今回の会談では、①域内諸国が、非公式かつ2国間討議である本会談の特色を利用して、域内の2国間貿易を促進するほか、さらに経済的協調を推進して、将来の経済統合への素地を造ることに資せんとする意欲もうかがわれ、また②商品別には、第1次生産物の市場と価格の安定化を図るため、長期買付契約の締結を望む声が強かった。

なお、Group Discussion では、①観光事業の促進、②域内貿易に関する協調の可能性——貿易制限の漸進的撤廃、③商品見本市の開催、④鉱産物資源などの共同開発の可能性、⑤第1次生産物の市場および価格の安定化問題、などが討議された。

次いで、17日から25日まで第4回貿易委員会が開催され、加盟国のほか、関係国際機関などからそれぞれ代表団が出席した。

今回の会議全般を通じてみられた特色としては、①最近の西欧およびラテン・アメリカにおける経済的地域化の動きに、域内諸国の関心が高まっていること、②これ

を映じ、域内諸国間にも経済的協調の気運が著しく強まっていること、③1959～60年の域内諸国の貿易は世界的好況を反映して顕著に伸長し、各国とも国内景況の活発化を謳歌していること、などがあげられる。しかし昨年年初から米国景気の停滞を主因として域内諸国の輸出が伸び悩み、外貨事情が悪化しつつある現状に照し、各国とも第1次生産物価格の安定、輸出拡大、海外援助の受入れ、などの問題にはこれまで以上に強い関心を示したのが注目された。

主要議題とその討議内容は次のとおりである。

(1) 貿易および貿易政策の現状……1959～60年の輸出は一般に著しい伸長を示し、多くの国で輸入水準が引き上げられた。しかし第1次生産物価格の不安定、長期的な外貨稼得の減少など基本的な問題が伏在するため、①国際商品協定の拡充、②長期貿易協定ないし買付契約の促進、③経済の多様化、④観光活動の推進などの必要性が指摘された。

(2) 貿易規模拡大のためのエカフェ諸国の協調……経済の地域化については、エカフェ地域が欧州やラテン・アメリカ地域と歴史的、政治的、経済的事情において異なるため、早急な実施は不適當であり、当面は経済各分野にわたる各国の協調を促進すべきである旨を確認した。

(3) 欧州共同市場など既存の経済統合体との関係……エカフェ諸国としては、これら経済統合体の関税、農業政策などの面からの影響に注目すべき必要性が述べられた。

(4) 東南アジア見本市の開催……数年後の開催を目安として事務局および域内各国において開催の諸条件を検討することとした。

(5) 次期委員会の開催……バンコックにおいて開催することとし、期日は追って決定。

◇セイロン中央銀行の特別準備率適用

セイロン中央銀行は、従来商業銀行の要求払預金につき12%の準備率を適用しているが、2月1日以降同日締め後残高を上回る増加額に対して、38%の特別準備率を適用(注)することとした。

セイロンでは昨年8月、外貨準備の引き続き減少傾向に対処して中央銀行の公定歩合引上げ(2½%から4%へ、ただし必要物資の輸入金融などについては従来のまま据置)が行なわれ、あわせてぜいたく品に対する輸入関税率の引上げが実施された。また本年にはいり1月26日には食糧および非課税品を除くほとんどすべての輸入に対する関税率の引上げ、一部耐久消費財などの輸入に

対するライセンス制の実施、ならびに一部商品の輸入禁止が行なわれ輸入抑制は一段と強化されていた。今回の措置は依然として改善をみない外貨事情（昨年中の外貨減少41百万ドル）に対処し、さらに銀行信用ならびに一般的消費の抑制を図ろうとしたものである。

(注) 中央銀行は、セイロン通貨法第94条により、インフレーションの期間もしくはインフレーションが予測される場合、商業銀行に対し通告日以降通告日現在の預金残高をこえる預金増加額に対し、100%以内の特別準備率を適用することができることとなっている。

◇韓国の公定為替レート再切下げ

韓国政府は、本年1月1日に切り下げた公定為替レート（1米ドル=1,000ウォン）を、さらに2月2日以降1,300ウォンに切り下げた。また、このレートは、過渡的に(注)、政府が保有外貨を公売する場合を除き、すべての取引に適用されることとなった。今回の改正では、公定為替レートは基準率（1,250ウォン——政府が決定し政府予算編成にのみ適用）と証書率（50ウォン——通貨金融委員会が適宜決定）とにより決定されることとされ、今後証書率を動かすことにより為替レートの変動に伸縮性が与えられた。また、政府は上記措置と同時に外貨の全面集中制を実施し、あわせて外貨使用についての地域制限の撤廃（ただし援助資金による買付けを除く）、一部輸入に対する臨時特別関税の付課、一部輸出に対する

奨励金の交付などの貿易・為替制度の改正を行なうこととなった。

(注) 政府は、今回の措置が全面的な施行をみるまでの過渡的措置として一時的かつ心理的な影響からくる物価の値上りに対処して政府保有外貨の公売を行なう方針を明らかにしている。

韓国の公定為替レートは本年1月の切下げ（約54%）当時、実勢はすでに1,300ウォン程度であったため、なおウォンの過高評価を免れず、経済の正常化を促進する上からも、より現実的レートの採用が内外から要望されていたものである。

今回の措置に関し、政府は、レートの現実化と単一化を通じ輸出の振興を図り、また経済の正常化を促進して経済成長のいっそう強い基盤を築こうとするものとしている。しかしながら、新レート実施により原綿、産業機械など輸入品価格の高騰に伴う生産コストの上昇、ならびに物価へのはね返りは避けられないものと、その成行きが注目されている。

なお、今回の措置と関連して、韓国は米国より1961年度の通常援助（236百万ドル、内訳防衛170百万ドル、余剰農産物59百万ドル、技術7百万ドル）に加え45百万ドルの特別援助（うち経済安定資金20百万ドル、復興計画援助特別資金25百万ドル）の供与を受けることとなった。